

特定の農事組合法人に係る法人事業税の課税標準の算定等 について（お知らせ）

地方税法第72条の4第3項の規定により、特定の農事組合法人が行う農業に対しては、法人事業税が非課税とされていますが、熊本県では、その取扱いについて以下のとおり定めましたのでお知らせします。

1 農業が非課税となる農事組合法人について

（1）確認方法

農業が非課税となる農事組合法人に該当するかどうかは、別紙1「農事組合法人にかかる法人事業税のフロー図」により判断してください。

なお、判定結果が非課税となる農事組合法人は、申告書と併せて下記2の書類を提出してください。

（2）非課税となる農業の範囲

日本標準産業分類の「大分類A - 農業」のうち、「小分類A - 011 耕種農業」に該当するもの。

に付帯する事業で、以下ア、イの要件を満たすもの

ア 当該事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業であること。

イ 当該事業が上記の耕種農業に係る収入金額の総額の2分の1を超えないものであること。なお、その判定は、農業に附随する事業の非課税判定表（別紙3）で行ってください。

（3）課税標準となる所得金額の算定方法について

非課税事業と課税事業とを区分計算している場合は、当該区分計算して得られた所得金額を課税標準とします。

一般に共通経費等の区分が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によって按分することにより課税標準となる所得を算定してください。なお、その算定には、「農業に係る所得金額計算書」（別紙4）により行ってください。

2 申告書に添付すべき書類

別紙1により農業が非課税と判定された農事組合法人は、申告の際に以下の書類を添付してください。

（1）地方税法第72条の4第3項に規定される農事組合法人であることの申出書（別紙2）

（2）農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であることが確認できる書類（毎年度農業委員会に提出する当該事業年度の「農業生産法人報告書」の写し等）

確定申告書の提出期限において、当該事業年度の農業生産法人報告書を農業委員会に提出していない場合は、農林水産省令で定める提出期限までに別途提出してください。

- (3) 農業に附随する事業の非課税判定表 (別紙 3)
- (4) 農業に係る所得金額計算書 (別紙 4)
- (5) 区分計算に用いた計算書等 (任意様式、課税事業と非課税事業を区分計算している場合に
限る。)
- (6) 法人税申告書別表 4 の写し
- (7) 貸借対照表、損益計算書 (雑収入明細書を含む)
- (8) その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

詳細は県央広域本部課税第一課課税第一班 (T E L : 0 9 6 - 3 5 2 - 4 1 1 1) へお問い合わせください。